

○財務省告示第七十号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十六年二月三日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年三月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百二十八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払		イ 発		イ 募	
低	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特
額	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I
面	金	金	金	金	金	金	金
金	金	金	金	金	金	金	金
千		二	四	万	五		
万		千	千	四	兆	額	万
円		円	千	千	千	面	円
		百	九	百	六	金	面
		九	百	百	百	額	額
		十	四	十	九	で	で
		四	億	十	十	四	五
		億	四	億	八	千	兆
		千	千	千	億	七	千
		五	十	十	三	百	七
		十	四	十	千	九	百
		四	万	一	三	十	四
		万			十	五	億
					一	億	七
						千	千

「国債市場特別参加者」のうち、第I非

各申込みのうち、応募額を順次割り
 当てる。その応募額を順次割り
 各国債市場特別参加者ごとの
 募集限度額の範囲内において各
 申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で四千七百九十五億円

五兆九千九百九十八億三千三十一

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行	の記載又は記録は、最低額面金
十一	発行行の日	額の整数倍の金額によるものと
十二	発行行の日	す。平成二十六年二月三日
十三	発行行の日	額面金額百円につき九十九円九
十四	発行行の日	額面金額百円につき九十九円九
十五	発行行の日	額面金額百円につき九十九円九
十六	発行行の日	額面金額百円につき九十九円九